

令和 4 年度 当初予算案等説明資料

1. 所管予算案

(1) 総括.....	1
(2) 一般会計(歳入・歳出).....	3
(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 (歳入・歳出).....	4
(4) 重要施策に関する説明.....	5
(5) 特筆事業等(新規・拡充).....	20
(6) 款項目別説明資料.....	27
【参考】負担金・補助及び交付金予算額.....	53

2. 条例案.....	56
-------------	----

3. 一般議案.....	65
--------------	----

4. 組織編成案.....	66
---------------	----

こども未来局

1. 所管予算案

(1) 総括

(令和4年度)

区 分	予 算 額 (A)						
	歳 出	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				当該事業財源	一般財源
		国県支出金	地方債	その他	計		
一 般 会 計	千円 123,567,697	千円 73,697,535	千円 882,000	千円 7,876,079	千円 82,455,614	千円 -	千円 41,112,083
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	1,290,568	-	-	1,555	1,555	1,265,596	23,417
合 計	124,858,265	73,697,535	882,000	7,877,634	82,457,169	1,265,596	41,135,500

(令和3年度)

区 分	予 算 額 (B)						
	歳 出	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				当該事業財源	一般財源
		国県支出金	地方債	その他	計		
一 般 会 計	千円 118,647,245	千円 71,443,353	千円 174,000	千円 7,770,054	千円 79,387,407	千円 -	千円 39,259,838
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	1,233,276	-	-	1,540	1,540	1,210,057	21,679
合 計	119,880,521	71,443,353	174,000	7,771,594	79,388,947	1,210,057	39,281,517

(差引増減)

区 分	差引増減(令和4年度)予算額(A)-(令和3年度)予算額(B)						
	歳 出	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				当該事業財源	一般財源
		国県支出金	地方債	その他	計		
一 般 会 計	千円 4,920,452 【 4.1% 】	千円 2,254,182 【 3.2% 】	千円 708,000 【 406.9% 】	千円 106,025 【 1.4% 】	千円 3,068,207 【 3.9% 】	千円 - 【 - 】	千円 1,852,245 【 4.7% 】
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業特別会計	57,292 【 4.6% 】	- 【 - 】	- 【 - 】	15 【 1.0% 】	15 【 1.0% 】	55,539 【 4.6% 】	1,738 【 8.0% 】
合 計	4,977,744 【 4.2% 】	2,254,182 【 3.2% 】	708,000 【 406.9% 】	106,040 【 1.4% 】	3,068,222 【 3.9% 】	55,539 【 4.6% 】	1,853,983 【 4.7% 】

※【 】内は対前年度伸び率

こども未来局所管予算の年度別状況(歳出)

区 分	当 初 予 算				
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
一 般 会 計	千円 1,041,010,000	千円 1,054,544,000	千円 887,458,000	千円 866,640,000	千円 838,769,000
こども未来局 所 管 予 算	123,567,697 【 11.9% 】	118,647,245 【 11.3% 】	124,238,645 【 14.0% 】	118,614,074 【 13.7% 】	111,767,710 【 13.3% 】
特 別 会 計	715,523,605	771,170,475	734,192,694	741,541,551	734,776,657
こども未来局 所 管 予 算	1,290,568 【 0.2% 】	1,233,276 【 0.2% 】	1,301,170 【 0.2% 】	1,350,865 【 0.2% 】	1,311,867 【 0.2% 】
合 計	1,756,533,605	1,825,714,475	1,621,650,694	1,608,181,551	1,573,545,657
こども未来局 所 管 予 算	124,858,265 【 7.1% 】	119,880,521 【 6.6% 】	125,539,815 【 7.7% 】	119,964,939 【 7.5% 】	113,079,577 【 7.2% 】

※【 】内は各会計に占める割合

(2) 一般会計（歳入・歳出）

（ 歳 入 ）

款	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
	千円	千円	千円	%
(17) 分担金及び負担金	4,553,630	4,514,887	38,743	0.9
(18) 使用料及び手数料	134,028	134,760	△ 732	△ 0.5
(19) 国 庫 支 出 金	55,706,122	53,980,172	1,725,950	3.2
(20) 県 支 出 金	17,991,413	17,463,181	528,232	3.0
(21) 財 産 収 入	194,372	275,911	△ 81,539	△ 29.6
(22) 寄 附 金	12,163	9,890	2,273	23.0
(23) 繰 入 金	839,801	767,219	72,582	9.5
(25) 諸 収 入	2,142,085	2,067,387	74,698	3.6
(26) 市 債	882,000	174,000	708,000	406.9
合 計	82,455,614	79,387,407	3,068,207	3.9

（ 歳 出 ）

款・項	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
	千円	千円	千円	%
(3) こども育成費	123,567,697	118,647,245	4,920,452	4.1
1 こども育成費	123,567,697	118,647,245	4,920,452	4.1
合 計	123,567,697	118,647,245	4,920,452	4.1

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(歳入・歳出)

(歳 入)

款	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
	千円	千円	千円	%
(1) 事 業 収 入	421,217	418,145	3,072	0.7
(2) 繰 入 金	23,417	21,679	1,738	8.0
(3) 繰 越 金	844,379	791,912	52,467	6.6
(4) 諸 収 入	1,555	1,540	15	1.0
合 計	1,290,568	1,233,276	57,292	4.6

(歳 出)

款・項	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A)-(B) (C)	対前年度 伸 率 (C)／(B)
	千円	千円	千円	%
(1) 事 業 費	917,070	936,680	△ 19,610	△ 2.1
1 事 業 費	917,070	936,680	△ 19,610	△ 2.1
(2) 公 債 費	247,086	196,212	50,874	25.9
1 公 債 費	247,086	196,212	50,874	25.9
(3) 諸支出金	126,412	100,384	26,028	25.9
1 繰 出 金	126,412	100,384	26,028	25.9
合 計	1,290,568	1,233,276	57,292	4.6

(4)重要施策に関する説明

～ すべての子どもが夢を描けるまちをめざして ～

「第5次福岡市子ども総合計画」に基づき、すべての子どもが夢を描けるまちをめざして、さまざまな状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、地域や市民と共働り、安心して生み育てられる環境づくり、子ども・若者の自立と社会参加、さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長に向けた施策を総合的・計画的に推進する。

()内数字：令和3年度当初予算額

1. 安心して生み育てられる環境づくり **95,043,900 千円 (93,482,606 千円)**

ア 母と子の心と体の健康づくり **3,312,042 千円 (2,827,589 千円)**

母親と子どもの心と体の健康づくりの推進や乳幼児の虐待予防の強化を図るため、妊婦や産婦に対する健康診査や乳幼児健康診査を実施するとともに、産後早期の母親への支援を充実するため、産後ケア事業において訪問による支援を拡充するなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する。

また、子どもを望む方々に対する経済的負担の軽減や相談支援の充実に取り組むとともに、健康や将来の生活を考えるきっかけづくりのため、引き続きプレコンセプションケア推進事業を実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の取組方針
① 健康診査事業 (24ページ参照)	2,105,894 千円	以下の事業を実施 ・妊婦健康診査 ・産婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・先天性代謝異常検査 ・新生児聴覚検査事業	引き続き、感染症対策を講じながら、妊産婦や乳幼児への健康診査、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査事業を実施し、新たに、妊婦健康診査の拡充や乳幼児健康診査のシステム構築に取り組む
② 医療給付事業 (未熟児養育・小児慢性特定疾病等)	568,665	・未熟児、小児慢性特定疾病等に対する医療費の自己負担分の一部を助成 ・小児慢性特定疾病児童等やその家族に対して制度等に関する情報提供や助言、レスパイト支援を実施	引き続き、医療給付等を実施
③ 育児不安の軽減・解消対策 (24ページ参照)	242,231	保健師等による訪問指導及び、産後ケア事業や産後ヘルパー派遣事業を実施	引き続き、事業を実施し、産後ケア事業については訪問による支援を拡充
④ 子育て世代包括支援センター	65,144	子育て世代包括支援センター(各区保健福祉センター内)で母子保健相談員が相談に応じるとともに、関係各課が連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施	引き続き、事業を実施

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実施方針
⑤子どもを望む方々への相談・支援事業	千円 310,686	・不妊専門相談センターで不妊カウンセラーや医師などが不妊・不育に関する専門的な相談に応じるとともに妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を実施 ・医療保険適用外の特定不妊治療・人工授精の治療費や不育症検査費・治療費の一部を助成	・引き続き、不妊専門相談センターでの相談対応等を実施 ・不妊治療については、4月からの保険適用に伴い経過措置としての助成を実施
⑥プレコンセプションケア推進事業	19,422	30歳を迎える女性にクーポンを配布し、産科・婦人科医療機関での検査及び医師による説明に係る費用を助成	引き続き、助成を実施
合 計	3,312,042		

イ 幼児教育・保育の充実

61,807,318 千円 (60,920,735 千円)

保育所の増改築等により保育の受け皿を確保するとともに、老朽化施設の改築や新型コロナウイルス感染症対策のための改修を実施し、保育環境の改善を図る。

また、保育所等に対して児童の園外活動時の見守りや保育補助等を行う保育支援者の配置に要する費用を助成するとともに、保育士等に対する家賃助成や奨学金返済支援を実施するなど、保育の質の維持・向上や人材確保に取り組む。

さらに、サポートを必要とする子どもたちのために、病児・病後児デイケア事業の推進や認可保育所で障がい児や医療的ケア児を受け入れられる体制を整備するなど、多様な保育サービスの充実を図る。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実施方針
① 保育所等整備 の 推 進 (25ページ参照)	1,153,918	保育所の新設や増改築のほか、小規模保育事業の認可など、多様な手法により、保育の受け皿を確保	引き続き、保育需要に対応するため、100人分の保育の受け皿確保に取り組むとともに、施設の老朽化対策や新型コロナウイルス感染症対策の改修を実施
② 企業主導型保育 の 促 進	5,187	企業や保護者への事業周知等を実施	引き続き、企業や保護者への事業周知等を実施
③ 教育・保育等 給 付 費 等	51,601,527	入所児童数に応じた保育施設等への給付等を実施	令和4年2月から開始した保育士・幼稚園教諭等に対する賃上げを継続実施
④ 子育て支援施設等 利 用 給 付 費	5,458,752	私学助成の幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料を給付	引き続き、私学助成の幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料を給付
⑤ 保育所等における I C T 化推進等事業	54,750	保育業務の I C T 化に係るシステムや事故防止機器、外国人保護者等との意思疎通に係る翻訳機等の導入費用の助成を実施	引き続き、I C T 化に係るシステム等の導入費用の助成を実施
⑥ 特別保育事業	337,855	延長保育等の多様な保育サービスを実施し、事業に係る経費を助成	引き続き、延長保育、一時保育等の多様な保育サービスの充実を図る
⑦ 特別支援保育事業	968,674	特別な支援を必要とする子ども（障がい児・医療的ケア児など）の保育を実施し、保育士・看護師の雇用費助成や訪問支援、研修を実施	引き続き、障がい児・医療的ケア児などへの支援の充実を図る
⑧ 病児・病後児 デ イ ケ ア 事 業	426,570	病気やその回復期にある乳幼児・児童（0歳児～小学6年生）を医療機関に併設した病児デイケアルームで一時保育	引き続き、病児・病後児の一時保育の充実を図る
⑨ 保育体制強化事業	329,640	保育所等に対し、児童の園外活動時の見守りや保育補助等を行う保育支援者の配置に要する費用を助成	引き続き、保育支援者の配置に要する費用を助成し、保育士の負担軽減を図る

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実施方針
⑩ 保育士就職・就労継続支援事業	千円 6,248	・保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや就職支援研修等により、潜在保育士等の就職を支援 ・保育士等の心の悩みや勤務条件などの相談対応を実施し、就労継続を支援	引き続き、保育士の就職等の支援を実施
⑪ 保育士人材確保事業	476,769	・潜在保育士等への保育料や就職準備金の貸付を行い、保育士の職場復帰を支援 ・市内保育所等への就職促進及び離職防止を図るため、家賃助成や、奨学金返済に対する助成を実施 ・保育施設等に対し、保育士資格等の取得費用等を助成	引き続き、家賃や奨学金返済の支援など保育士の人材確保に係る助成を実施
⑫ 保育所等指導・支援事業	9,377	小規模保育事業等に新たに参入する事業者への助言・指導等の支援を行うとともに、保育所等において、経理等の専門家を活用した指導・監査を実施	引き続き、新規参入小規模保育事業者等への支援や専門家を活用した指導・監査を実施
⑬ 認可外保育施設児童支援事業	22,795	認可外保育施設に対して、児童、職員の健康診断や職員研修等に係る費用の助成を実施	引き続き、認可外保育施設への助成を実施
⑭ 私立幼稚園助成	835,726	私立幼稚園に対し、運営費等の助成を行うとともに、保育所同様の預かり保育等を実施する園に対し、家賃助成、奨学金返済の支援を実施	引き続き、私立幼稚園の運営費や家賃・奨学金の一部助成を実施
⑮ 一時預かり事業（幼稚園型）	40,378	幼稚園が教育時間終了後に園児を預かる一時預かり事業への助成を実施	引き続き、幼稚園が実施する一時預かり事業の費用を助成
⑯ 幼稚園2歳児受け入れ促進事業	72,152	2歳児の保育を実施する幼稚園に対し、運営費等を助成	引き続き、幼稚園における2歳児保育の運営費等を助成
⑰ 感染症対策等代替保育サポート事業	3,443	感染症等により休園となった保育施設等の利用者に対して、訪問型保育サービスの利用費用の一部を助成	引き続き、感染症等により休園となった保育施設等の利用者に対する助成を実施
⑱ 多様な集団活動事業の利用支援事業	3,557	幼児教育類似施設等を利用する保護者に対し、利用料の助成を実施	引き続き、幼児教育類似施設等を利用する保護者に対して助成を実施
合 計	61,807,318		

ウ 身近な地域における子育て支援の充実

430,728 千円 (463,061 千円)

地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、乳幼児親子が身近な地域において安心して活動できる交流の場として、子どもプラザを管理・運営するとともに、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や、子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業を継続して実施する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実施方針
① 子どもプラザ事業	231,626	乳幼児親子がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる子どもプラザを市内14箇所で開設	・引き続き、14箇所の管理・運営を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、相談・支援のためのオンライン環境を整備 ・おおはし子どもプラザを南市民センターへ移転
② 地域子育て交流支援事業	3,900	地域の見守りのもと、公民館等を活用して開設している子育て交流サロンの支援を実施	引き続き、支援を実施
③ ファミリー・サポート・センター事業	29,188	「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援	引き続き、活動回数や会員数の増加に向け、援助活動の支援や事業の広報を実施
④ 一時預かり事業	90,392	保護者が通院やリフレッシュ等のため一時的に家庭内で保育ができない場合に子どもを預かる、一時預かり事業を実施	引き続き、事業の充実を図る
⑤ 子育て支援コンシェルジュ	66,092	各区子育て支援課に子育て支援コンシェルジュを配置し、保護者に対し、個々のニーズに合った教育・保育サービス等の情報提供・助言を実施	引き続き、情報提供・助言を実施
⑥ こんにちは赤ちゃん訪問事業	2,497	民生委員・児童委員が赤ちゃんがいる家庭を訪問し、地域と子育て家庭のつながりをつくるとともに、地域の子育て支援に関する情報を提供（令和2年2月下旬より休止中）	新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら事業について検討
⑦ 子ども情報提供	7,033	ホームページ「ふくおか子ども情報」の運営や、ふくおか子育て情報ガイド、子ども総合計画の子ども版を作成	引き続き、子どもに関する情報を、ホームページ、子育て情報ガイドなど様々な手法で提供
合 計	430,728		

エ 障がい児の支援（乳幼児期）

4,462,658 千円（ 3,784,133 千円）

障がいの早期発見と早期支援、そして障がいがあっても社会参加できるようノーマライゼーションの理念のもと、障がい児の在宅生活を支援するための施策を継続して実施する。

また、療育センター等の新規受診児の増加に対応するため、南部地域の相談・診断・療育を担う施設の整備を進め、未就学の障がい児に対する適切な支援体制等の検討を行う。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実行方針
① 在宅障がい児支援	千円 178,558	障がい児の在宅生活を支援するため、障がい児福祉手当支給等の施策を実施	引き続き、障がい児の在宅生活を支援するための施策を実施
② 障がい児施設等	4,131,295	障がい児入所・通所施設給付費等の支給及び療育センター等での障がい児の相談・診断・療育等の実施	引き続き、障がい児の入所・通所支援を実施
③ 南部療育環境整備事業 (25ページ参照)	54,876	南部療育センター（仮称）の整備を推進 (3年度：基本計画を策定)	引き続き、南部療育センター（仮称）の整備を推進 (基本設計・実施設計等を実施)
④ 子どもの発達支援体制のあり方検討 (25ページ参照)	30,769	(4年度新規事業)	南部療育センター（仮称）の整備とあわせ、未就学の障がい児に対する適切な支援体制等を検討
⑤ 発達障がい者支援センター運営	67,160	発達障がい者支援センターを中心に、発達障がい児・者の相談支援や支援者養成研修、啓発活動等を実施	引き続き、発達障がい児・者に対する相談・支援の実施、新施設への移転準備
合 計	4,462,658		

オ 子育てを応援する環境づくり

25,031,154 千円 (25,487,088 千円)

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や、第3子優遇事業として、保護者が保育施設等に支払う副食費等を助成する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実施方針
① 児童手当	千円 25,009,882	家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な成長を支援 ○本則給付 (所得制限限度額未満) 3歳未満 月額15,000円 3歳～小学校修了前 第1～2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円 ○特例給付 (所得制限限度額以上) 0歳～中学生 月額 5,000円	・引き続き、手当を支給することにより次代の社会を担う児童の健全な成長を支援 ・児童手当法の一部改正に伴い、所得上限額創設(令和4年10月～) 特例給付のうち、所得上限額以上は支給なし
② 「赤ちゃんの駅」事業	1,393	授乳やオムツ替えができる「赤ちゃんの駅」を登録して紹介 登録施設 388施設 (令和3年12月末現在)	引き続き、事業の広報に努める
③ 市民や企業と共働した子育て支援	825	“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”の普及・啓発に努めるとともに、子ども参観日を実施し、企業などに対し、働く人が子育てしやすい環境づくりを働きかける	引き続き “「い～な」ふくおか・子ども週間♡”の普及・啓発、及び子ども参観日を実施
④ 第3子手当等(第3子優遇事業)	19,054 〔第3子優遇事業総事業費202,534〕	第3子以降の児童を対象に、小学校就学前の3年間、保育所等の副食費の助成等、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る	引き続き、事業を実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る 〔助成額内訳 保育所等副食費助成 183,480 第3子手当等 6,960 保育施設等利用手当 11,706〕
合 計	25,031,154		

2. 子ども・若者の自立と社会参加

9,762,521 千円 (8,073,078 千円)

ア 子どもの居場所や体験機会の充実

1,751,633 千円 (1,459,526 千円)

中央児童会館における「遊び・体験・交流の場」や、青少年施設における自然体験活動の機会を提供するとともに、子どもから大人まで幅広い世代の人々が科学を楽しく体験できる施設として、福岡市科学館の運営を行う。

また、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流を継続して支援する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	4年度取組方針
① 中央児童会館の運営等	160,302	中央児童会館において、遊び・体験・交流の場を提供するとともに、公民館等で遊びのプログラム等を行う館外活動を実施	引き続き、感染症対策を講じながら、遊び・体験・交流の場を提供するとともに、館外活動を実施
② 青少年施設等の運営等	666,388	背振少年自然の家、海の中道青少年海の家において、集団宿泊活動や野外活動に関する体験の機会を提供	引き続き、感染症対策を講じながら、様々な体験の機会を提供
③ 科学館の運営等	803,216	福岡市科学館において、展示や演示、アウトリーチなど多彩な科学体験活動を展開	引き続き、感染症対策を講じながら、オンラインによる事業実施など、様々な取組みや、多彩な活動を展開
④ ミニふくおか	19,900	小中学生等を対象に、子どもたちがつくる仮想のまちで、まちづくりや仕事などを体験する事業を実施 ・令和2年度、3年度 新型コロナウイルス感染症の影響により当日イベントを中止し、代替プログラムを実施	引き続き、感染症対策を講じながら、オンライン等も活用し、NPO・企業・大学等と連携して、主体的、創造的な活動を支援
⑤ 地域子ども育成事業	46,827	地域で子どもを育む活動の活性化に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを実施	引き続き、感染症の状況を見ながら、事業を実施し、地域の子どもの育む主体的な活動を支援
⑥ アジア太平洋こども会議補助金	55,000	アジア太平洋の国・地域の子どもたちと交流し、異文化への理解を深めることにより、国際感覚あふれる青少年を育成するため、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が行う招へい事業等に要する経費を助成	引き続き、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が行う招へい事業や、感染症の状況に対応した事業等への助成を実施
合 計	1,751,633		

イ 青少年の健全育成と自己形成支援

71,459 千円 (69,961 千円)

家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や青少年に有害な環境への対応など、健全育成事業を推進する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実施方針
① 非行防止・健全育成	71,459 千円	家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や青少年に有害な環境への対応など、健全育成事業を実施	- 引き続き、家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し非行防止・健全育成事業を推進 7月と11月の強調月間に啓発活動等を推進
合計	71,459		

ウ 若者等の相談支援と居場所の充実

73,073 千円 (23,253 千円)

ひきこもりや非行など困難な状況にある若者や家族を支援するため、若者総合相談センターを新たに設置するほか、中高生の社会性や自律性の醸成を図るための若者のぷらっとホームサポート事業や、子ども・若者の立ち直り等の支援を行う子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施する。

また、思春期後半のひきこもりや、ひきこもり気味の子どもたちの状況を改善するため、居場所の開設や思春期訪問相談員の派遣などによる支援を引き続き実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実施方針
① 若者の相談支援体制の強化 (23ページ参照)	41,431 千円	- 若者支援団体のネットワーク構築 - 関係機関との連携体制を強化するための協議会及び若者の総合的な相談機関の設置について検討	若者支援地域協議会及び若者総合相談センターを新たに設置し、困難な状況にある若者や家族を支援
② 若者のぷらっとホームサポート事業	3,731	- 中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことのできる「フリースペースていへんず」を運営 - 地域団体やNPO法人等が開設する居場所の運営に要する経費を助成	引き続き、「フリースペースていへんず」を運営するとともに、地域団体やNPO等による若者の居場所づくりを支援
③ 子ども・若者活躍の場プロジェクト	3,145	ひきこもりや非行などの困難を有する子ども・若者の立ち直り支援や、就労に向けた一歩を踏み出す機会の創出のため、若者の支援団体等と共働で若者に農作業等を体験する場を提供	引き続き、農作業等を体験する場を提供し、子ども・若者の立ち直りを支援
④ 思春期相談事業	24,766	ひきこもり等の子どもたちの状況を改善するため、居場所の開設や思春期訪問相談員の派遣、保護者交流会等を実施	引き続き、思春期のひきこもり等の子ども及び保護者への支援を実施
合計	73,073		

エ 障がい児の支援（学童期以降）

7,866,356 千円（ 6,520,338 千円）

就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービス事業や、特別支援学校に通学する児童・生徒に放課後等の活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を継続して実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の実施方針
① 放課後等デイサービス事業	千円 7,734,155	放課後等デイサービス事業所の指定、運営指導、給付費等の支給を実施	引き続き、給付等を実施
② 特別支援学校放課後等支援事業	132,201	特別支援学校に通学する児童・生徒に放課後等の活動の場を提供し、保護者の就労やレスパイトの時間を確保	引き続き、事業を実施
合 計	7,866,356		

3. さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

13,328,735 千円 (12,937,917 千円)

ア 子ども家庭支援体制の充実

716,687 千円 (584,913 千円)

こども総合相談センターにおいて、子どもに関するさまざまな相談に対する総合的・専門的な支援を行う体制を強化するとともに、教育委員会が児童生徒に1人1台配付している端末を活用した相談支援を行うなど、支援の充実を図る。

また、各区子ども家庭総合支援拠点における支援を強化するとともに、子ども家庭支援センターにおいて、家庭からの相談対応や児童相談所からの委託による指導、ファミリーホーム等への支援を行うなど、相談・支援体制の充実を図る。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の取組方針
① こども総合相談センター (21ページ参照)	601,754	こども総合相談センターの相談機能の充実を図るとともに、保健・福祉・教育の分野から総合的・専門的に相談・支援等を実施	引き続き、総合的・専門的な相談・支援等を実施するとともに、新たに、児童生徒1人1台端末を活用した相談支援や、児童相談所における全国一元的なSNS相談に取り組むなど、相談支援の充実を図る
② 子ども家庭支援センター	48,968	・児童に関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ必要な援助等を行うほか、児童相談所からの委託による指導、ファミリーホーム等への支援などを実施 ・令和3年12月に東区に1カ所増設し、計3カ所設置	引き続き、相談や支援の充実を図る
③ 区子育て支援推進事業	65,965	市民に身近な区役所で子育てに関する相談等を実施	引き続き、区子育て支援課において、相談等を実施
合 計	716,687		

イ 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

245,628 千円 (150,464 千円)

虐待の早期発見・早期対応を図るため、引き続き、関係機関相互の連携強化や市民への啓発を推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者への相談・支援に取り組む。

また、子育て見守り訪問員による休日・夜間における子どもの安全確認を行うとともに、虐待のリスクを抱える家庭への訪問型在宅支援サービスの提供や、身近な地域の里親家庭等による子どもショートステイの受け皿拡大、特定妊婦等を継続的に支援する産前・産後母子支援事業を実施する。

さらに、ヤングケアラーを支援するため、相談支援のほか、育児支援ヘルパーの派遣、関係機関への研修の実施等により支援の充実を図る。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	4年度の取組方針
① 児童虐待防止事業	26,838	児童虐待の予防から早期発見、早期対応を図るため、48時間以内の安全確認の徹底や法的対応機能強化事業等を実施	引き続き、法的対応などの専門性を高めるため、関係職員を対象とした専門的な研修を実施するなど、虐待防止体制を強化

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度取組方針
② 子育て見守り訪問員派遣事業	千円 13,556	休日・夜間の虐待通告等について、子どもの安全確認等を実施	引き続き、休日・夜間における子どもの安全確認等を実施
③ 子ども虐待防止活動推進委員会	7,724	社会全体で子どもを見守る体制を構築するため、市民フォーラム等の虐待防止に向けた啓発活動、関係者向け研修等を実施	引き続き、子ども虐待防止活動推進委員会を中心として啓発活動を展開
④ 虐待防止等強化	53,677	・区保健福祉センター職員向け虐待対応研修、区における虐待防止のための広報・啓発などを実施 ・虐待のリスクを抱える家庭に対し、頻回な訪問型在宅支援サービス(養育支援訪問事業)による専門的相談支援、育児・家事援助を実施 ・特に支援が必要な家庭を訪問し、食事提供、生活指導等による見守りを実施	引き続き、区において虐待防止のための事業(養育支援訪問事業)等を実施するとともに、特に支援が必要な家庭に食料等の配達、生活指導等による見守りを実施
⑤ 児童虐待防止医療ネットワーク事業	5,084	医療機関による児童虐待防止ネットワークを構築し、拠点病院において地域の医療機関への研修、助言等を実施	引き続き、児童虐待防止医療ネットワークの拠点病院において地域の医療機関への研修、助言等を実施するとともに、医療機関相互の連携・支援体制を強化
⑥ DV相談・支援推進	7,720	配偶者暴力相談支援センター運営、区保健福祉センター等と連携したDV被害者親子等のカウンセリングや自立支援、関係機関との連絡調整、相談員研修、民間団体の支援等を実施	引き続き、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関と連携してDV被害者親子等への相談・支援等を実施
⑦ 産前・産後母子支援事業	16,568	特定妊婦等に対する妊娠期から出産後までの継続した支援を提供	引き続き、事業を実施するとともに、関係機関と連携して特定妊婦等に対する妊娠期から出産後までの継続した支援を提供
⑧ 子どもショートステイ事業 (22ページ参照)	79,264	保護者が疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童福祉施設等において一時的に養育・保護を実施	引き続き、事業を実施するとともに、NPO法人との共働による専用棟の定員拡大や里親型の実施によりショートステイ受入枠を拡充
⑨ ヤングケアラー相談支援事業 (23ページ参照)	35,197	ヤングケアラー専用相談窓口を開設し、コーディネーターが解決に向けた支援を実施	ヤングケアラー専用相談窓口の拡充や育児支援ヘルパーの派遣、関係機関への研修等を実施
合 計	245,628		

ウ ひとり親家庭の支援

8,940,997 千円 (9,047,204 千円)

ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラム策定事業の実施に加え、自立支援給付金事業の拡充を図り、就業や自立に向けた支援に取り組むとともに、生活の安定を図り、自立を促進するため児童扶養手当の支給を行う。

また、ひとり親家庭向けの情報を集約したサイトを作成し、情報発信を強化する。

事業名	予算額 千円	事業内容	
		これまでの取組み	4年度取組方針
① 母子生活支援施設運営費	309,733	保護を必要とする18歳未満の子どもを養育している母子家庭、またはそれに準じる家庭を入所させ、相談・援助を進めながら自立を支援	引き続き、相談・援助を進めながら自立を支援
② ひとり親家庭就業・自立支援 (20ページ参照)	319,373	ひとり親家庭支援センターでの就業相談、就業支援講習会自立支援プログラム策定事業実施や自立支援給付金事業、養育費確保支援事業など、ひとり親家庭の就業や自立に向けた支援を実施	引き続き、ひとり親家庭支援センターでの各種事業を実施するとともに、自立支援給付金事業について給付上限額の一部拡大や、子どもが3人以上の非課税世帯への給付金の加算を新たに実施し、ひとり親家庭の就業や自立に向けた各種支援に取り組む
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（特会）	1,290,568	ひとり親家庭等の生活の安定と、扶養する児童の福祉の増進を図るため、各種資金の貸付けを実施	引き続き、各種資金の貸付けを実施するとともに、償還率の向上に向けた取組みを実施
④ 児童扶養手当	7,005,173	ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進 月額43,160円 (2人目最大10,190円加算、3人目以降1人につき最大6,110円加算) 所得に応じ全部支給、一部支給、支給停止あり	引き続き、手当を支給することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る
⑤ ひとり親家庭向け情報ナビ事業 (20ページ参照)	16,150	(4年度新規事業)	ひとり親家庭向けの情報を集約したサイトを作成し、情報発信を強化
合 計	8,940,997		

エ 子どもの貧困対策の推進

426,309 千円 (273,071 千円)

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を作るため、子どもを支えるネットワークの構築や、食と居場所づくりなどを行う民間団体への支援に加え、子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、習い事の費用の助成を新たに実施する。

また、生活保護世帯等を対象に保護者が幼稚園、保育所等に支払う教材費等の助成や低所得世帯等を対象に幼稚園の副食費の助成を実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度取組方針
① 子どもの食と居場所づくり支援事業	千円 6,120	子どもへの食事の提供に加え居場所づくりなどの活動を実施する民間団体への運営費の助成を実施	引き続き、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体への助成を実施するとともに、学習支援に係る費用を助成対象に追加
② 貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築	4,489	子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会・情報交換会等を実施	引き続き、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会・情報交換会等を実施
③ 子ども習い事応援事業 (20ページ参照)	297,122	(4年度新規事業)	生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生の子どもを対象に習い事の費用を助成
④ 実費徴収に係る補足給付事業	118,578	幼稚園や保育所等の利用に際し、生活保護世帯等を対象に、保護者が支払う教材費、行事費、給食費(副食費)への助成を実施	引き続き、助成を実施
合 計	426,309		

オ 社会的養護体制の充実

2,989,114 千円 (2,882,265 千円)

家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図るため、里親制度の普及・啓発、新規里親の開拓や里親に対する支援を実施するとともに、一時保護委託も可能な里親を確保するため、里親養育包括支援(フォスタリング)事業を実施するなど里親制度を推進する。

また、家庭的な養育環境の整備と施設の多機能化の推進のため、乳児院の改修費を助成する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度取組方針
① 児童養護施設等	千円 2,569,529	児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、助産施設等への措置等に伴う経費負担及び被措置児童等の権利擁護の推進	引き続き、児童養護施設等への措置等に伴う経費負担及び被措置児童等の権利擁護の推進
② 乳児院等ユニット化整備事業	64,891	乳児院等の家庭的な養育環境づくりのため、施設の小規模化や一時保護・ショートステイ専用居室の施設整備を助成	引き続き、乳児院の施設整備の助成を実施

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度取組方針
③児童心理治療施設の運営	240,691	措置児童の社会性の回復と家庭復帰に向けた心理治療や生活指導、教育支援等を実施	引き続き、心理治療や生活指導、教育支援等を実施
④里親制度推進事業	52,527	NPO等市民との共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及・啓発や研修などによる里親支援を実施	引き続き、里親制度の普及・啓発や新規里親の開拓、里親支援の充実を図る
⑤里親養育包括支援（フォスタリング）事業 (22ページ参照)	38,963	一時保護委託も可能な養育里親の新規開拓から委託解除後までの包括した支援を実施	引き続き、新たな里親の開拓、委託後の養育支援を行うとともに、里親ショートステイに係る調整・支援を実施
⑥社会的養護自立支援事業	13,282	社会的養護自立支援員が18～22歳までの施設等退所者に対し生活上の相談や支援を実施	引き続き、施設等退所児童に対し、生活上の相談や支援を実施
⑦措置児童の家庭移行支援事業	9,231	措置児童の家庭復帰に向け、保護者に対して児童への接し方などの助言、カウンセリングなどの支援及び家庭復帰後の訪問相談支援を実施	引き続き、措置児童の家庭復帰に向けた支援及び家庭復帰後の訪問相談支援に取り組む
合 計	2,989,114		

カ 子どもの権利擁護の推進

10,000 千円（ - 千円）

子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもを定期的に訪問して子どもの意見表明を支援する、子どもの権利サポート事業を新たに実施する。

事業名	予算額	事業内容	
		これまでの取組み	4年度取組方針
①子どもの権利サポート事業 (22ページ参照)	千円 10,000	(4年度新規事業)	子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明、代弁等）の専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもの意見表明を支援
合 計	10,000		

(5) 特筆事業等（新規・拡充）

◆子どもの貧困対策の推進

新規

子ども習い事応援事業

【297,122 千円】

- 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないように、文化・スポーツ教室、学習塾等（登録制）の習い事に係る費用を助成
- 対 象：生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生
- 助 成 額：1か月あたり1万円（上限）
- 対象経費：入会金、月謝のほか、教室、学習塾等から購入する用品・教材など

①対象者へ電子クーポンを配布



②通いたい
教室・塾等
を選択



③クーポンを利用し、希望の習い事へ

拡充

ひとり親家庭自立支援給付金事業 （高等職業訓練促進給付金）

【195,210 千円】

ひとり親家庭の母・父に対し、就職に有利な資格取得を支援するため修業期間中に支給する給付金に、3人以上の子どもの持つ家庭（非課税世帯）に対して新たに加算を実施

非課税世帯 10万円/月

※課税世帯 7万5百円支給あり

新

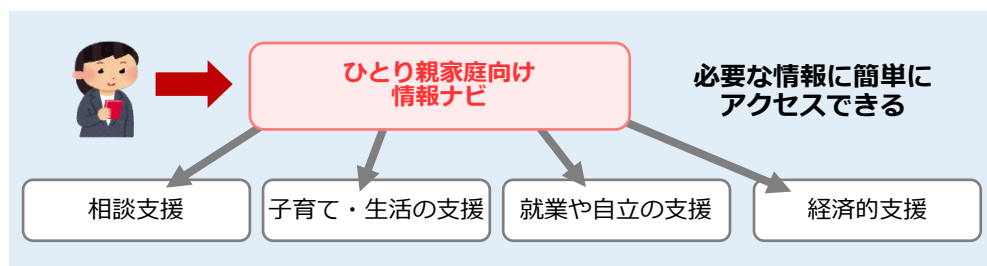
子ども3人いる場合 1万円/月加算
子ども4人いる場合 2万円/月加算
子ども5人いる場合 3万円/月加算

新規

ひとり親家庭向け情報ナビ事業

【16,150 千円】

ひとり親家庭向けの情報を集約したサイトを作成し、情報発信を強化



◆ 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

新規

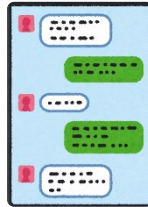
児童虐待防止のための相談支援の充実

【72,216 千円】

児童虐待の防止や早期発見のため、子ども自身や保護者が相談しやすい体制を整備

新 1人1台端末を活用した相談支援事業

教育委員会が児童生徒に1人1台配付しているタブレット端末を活用し、子ども自身が簡単に相談できる体制を整備（令和4年8月開始予定）



タブレットからアクセス

分かりやすく案内

相談員が対応



SNS 相談事業

全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に、SNSを活用した相談を追加、子ども自身や保護者がいつでも相談できる体制を整備（令和4年11月開始予定）



※ 虐待通告は虐待対応ダイヤル「189」を案内

子ども自身が抱える悩みや保護者の子育て不安を
軽減する相談機能を充実

拡充

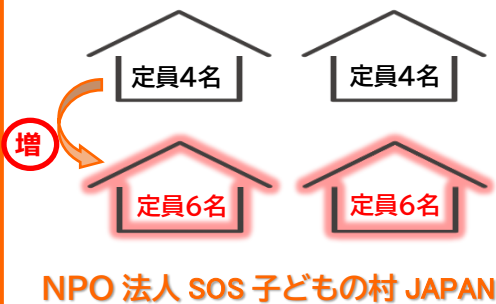
里親ショートステイの全市拡大

子どもショートステイ事業 [79,264 千円]
里親養育包括支援（フォスタリング）事業 [38,963 千円]

支援が必要な家庭の在宅支援を強化するため、ショートステイ専用棟の定員拡大やショートステイ里親の養成・支援などを行い、里親型のショートステイの受け皿を拡大

～身近な地域の里親家庭で子どもを一時的に預かる～

ショートステイ専用棟の定員拡大



ショートステイ里親の養成・支援

専任ソーシャルワーカーを1名配置
→ショートステイ里親を養成・支援し、区と連携・調整してショートステイを実施



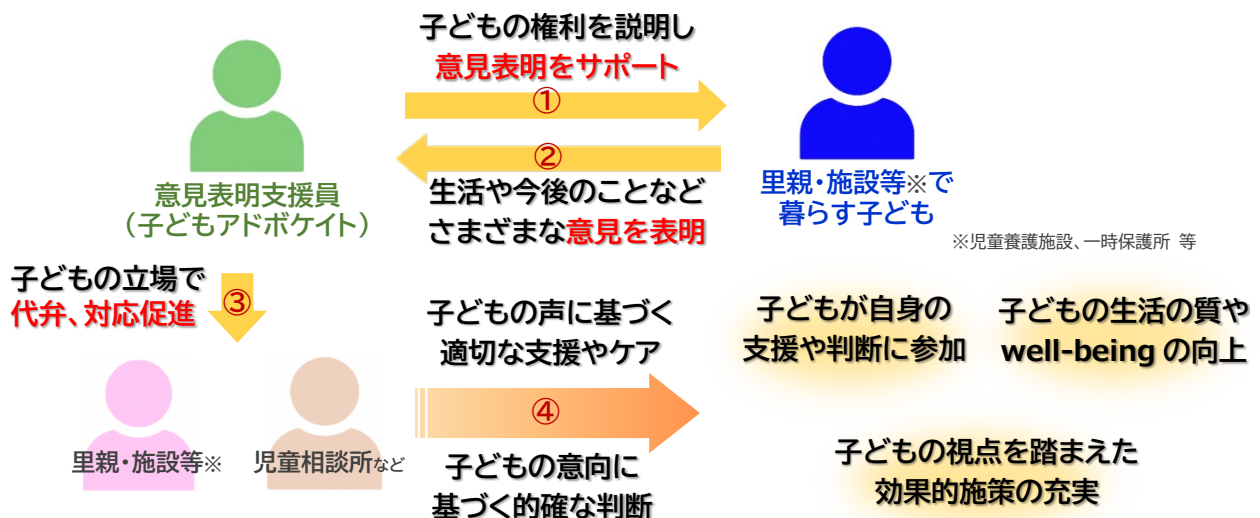
◆子どもの権利擁護の推進

新規

子どもの権利サポート事業

【10,000 千円】

里親、児童養護施設、一時保護所などで保護・養育されている子どもに、児童福祉の知見を有する第三者が寄り添って意見表明を支援し、子どもの権利擁護を推進



福岡市が全国に先駆けて子どもの権利をサポートする仕組みを構築

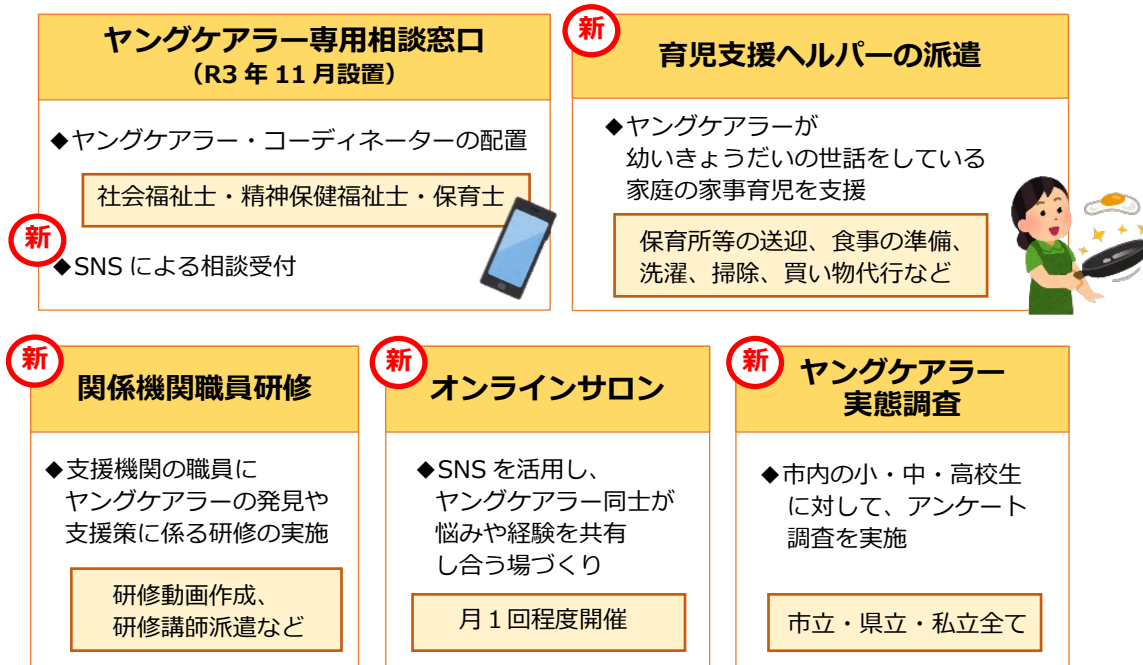
◆子ども・若者の相談支援の充実

拡充

ヤングケアラー相談支援事業

【35,197 千円】

ヤングケアラーへの支援のため、コーディネーターによる相談支援のほか、育児支援ヘルパーの派遣、関係機関等への研修などを実施

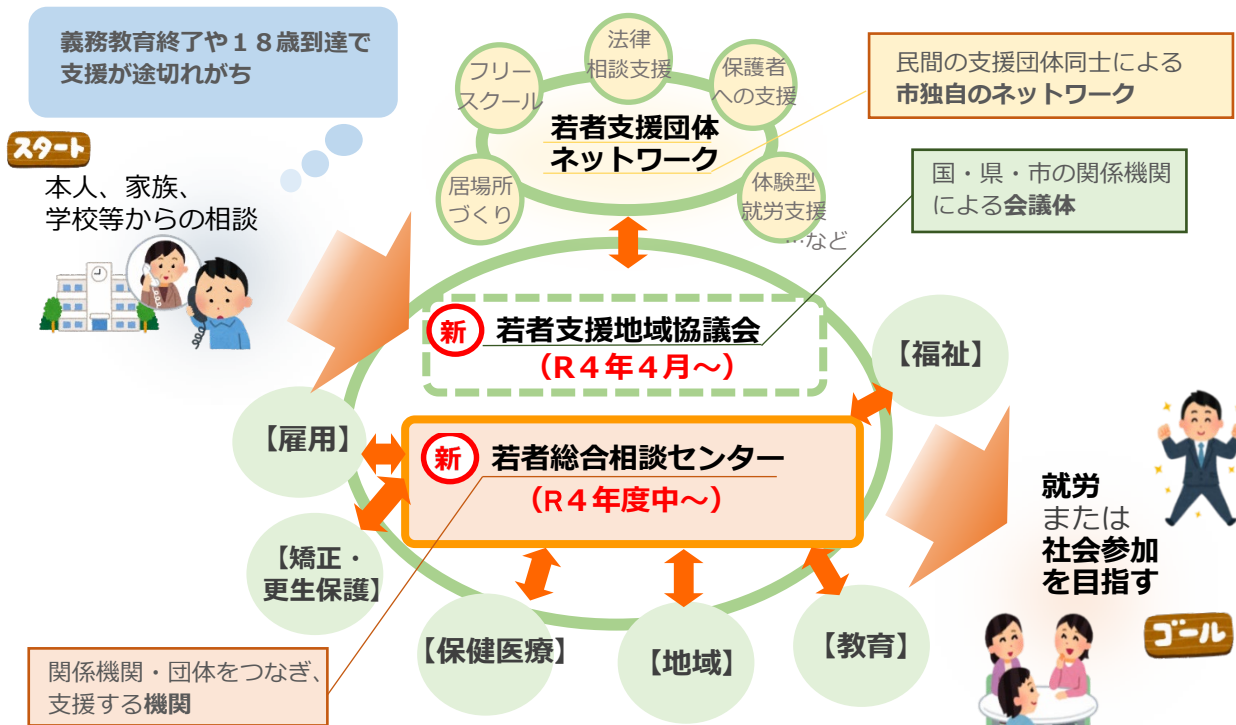


拡充

若者の相談支援体制の強化

【41,431 千円】

ひきこもりや非行など困難な状況にある若者や家族を支援するため、若者支援地域協議会及び若者総合相談センターを設置し、民間支援団体を含めて連携を強化



◆母と子の心と体の健康づくり

拡充

妊婦健診

【1,454,145 千円】

妊婦の健やかな出産のため、妊婦健診において、超音波検査及び多胎妊婦に対する助成回数を拡充



超音波検査の回数拡充 **増**

2回 ⇒ **3回**

多胎妊婦への支援 **増**

健診回数 14 回
⇒ 多胎妊婦は最高 **19 回まで**

拡充

産後サポート事業

【38,533 千円】

産後早期の母親に対し、授乳・沐浴のアドバイス等を行う産後ケア事業や、産後ヘルパー派遣を実施（産後ケア事業に、施設での宿泊や日帰りでの実施に加え、訪問型での実施を拡充）

○産後ケア

施設型（宿泊／日帰り）

○産後ヘルパー派遣



新

○産後ケア（訪問型）

助産師が**居宅訪問**して授乳・沐浴のアドバイス、母親のケア、育児相談



新規

乳幼児健診情報のデジタル化

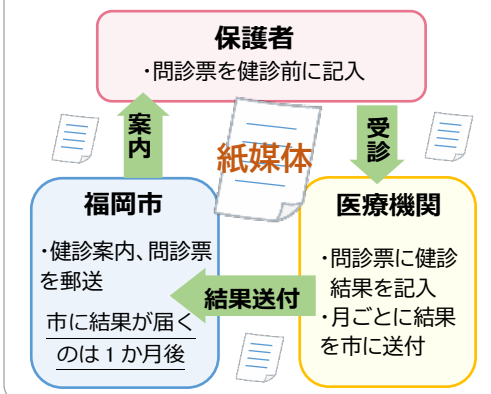
【24,960 千円】

乳幼児健診について、保護者がスマートフォンなどで問診項目の入力や受診結果の閲覧が可能になるとともに、医療機関と市で受診結果の即時共有を図ることができるシステムを構築

【医療機関での健診を受診する場合のイメージ】

※令和 5 年度導入予定

〈 現 在 〉



〈 導入後 〉



◆ 幼児教育・保育の充実

保育所等整備費助成

【1,153,918 千円】

地域の保育需要に対応するため、必要な保育所整備や老朽化対策を行うとともに、新たに新型コロナウイルス感染症対策のための保育所改修に取り組む

新 新型コロナウイルス感染症対策のための保育所改修

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置など、新型コロナウイルス感染症対策のための改修等にかかる費用を助成



◆ 障がい児の支援

南部療育環境整備事業

【54,876千円】

南部地域に、相談・診断、療育までを一体的に行う障がい児療育の中核施設である「南部療育センター（仮称）」の整備を推進

療育センター

心身障がい福祉センター（中央区長浜）

西部療育センター（西区内浜）

東部療育センター（東区青葉）

新設

南部療育センター（仮称）（博多区三筑）



整備スケジュール

R2.2

基本構想策定

R2.12

整備地決定

R3.8

基本計画策定

R3.12
～R4.6

基本設計

R4 年度

実施設計

R5～
R6 年度

建設工事

R6 年度

完成（予定）

新規

子どもの発達支援体制のあり方検討経費

【30,769千円】

幼稚園や保育所に通園する障がい児とその保護者に、専門的支援を並行して提供する仕組みの充実など、適切な支援体制等について検討

(6) 款項目別説明資料

ア. 一般会計（歳入）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
44	17 分担金及び 負担金	1 負 担 金	2 こ ども 育 成 費 金 負 担 金	4,553,630	4,514,887	38,743
49	18 使用料及び 手数料 134,028	1 使 用 料	2 こども育成 使 用 料	132,584	133,316	△ 732
57		2 手 数 料	2 こども育成 手 数 料	1,444	1,444	-
63	19 国庫支出金 55,706,122	1 国庫負担金	1 こ ども 育 成 費 国庫負担金	51,901,866	51,073,963	827,903
68 ～ 70		2 国庫補助金	2 こ ども 育 成 費 国庫補助金	3,445,885	2,891,155	554,730
			12 緊 急 経 済 対 策 費 国庫補助金	342,584	-	342,584
80		3 委 託 金	2 こ ども 育 成 費 金 委 託 金	15,787	15,054	733

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額	
%		千円	
0.9	1 こども育成支援費負担金 2 日本スポーツ振興センター保護者負担金	4,553,423 207	(4,514,681) (206)
△ 0.5	1 心身障がい福祉センター使用料 2 肢体不自由児通園施設使用料 3 療育センター使用料 4 小呂保育所使用料 5 こども育成施設使用料	47,036 9,127 75,354 1 1,066	(47,036) (9,127) (75,354) (1) (1,798)
-	1 こども育成証明等手数料		
1.6	1 こども育成支援費負担金 2 こども総合相談センター費負担金 3 母子保健費負担金	51,583,860 49,105 268,901	(50,724,927) (72,385) (276,651)
19.2	1 こども育成総務費補助金 2 こども育成支援費補助金 3 こども育成施設整備費補助金 4 こども総合相談センター費補助金 5 母子保健費補助金 6 保育士等処遇改善臨時特例交付金	11,522 1,447,826 840,201 118,282 220,502 807,552	(10,349) (1,104,684) (1,538,441) (111,388) (126,293) (-)
-	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
4.9	1 こども育成費委託金		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
82	20 県支出金 17,991,413	1 県負担金	1 こども 育成 県負担金	千円 16,900,513	千円 16,631,979	千円 268,534
		2 県補助金	2 こども 育成 県補助金	1,090,900	831,202	259,698
94	21 財産収入 194,372	1 財産運用 収入	1 財産貸付 収入	183,179	158,408	24,771
95			2 利子及び 配当金	11,152	4,479	6,673
98		2 財産売払 収入	1 不動産 売払収入	-	113,000	△ 113,000
98 ～ 99			2 物品売払 収入	41	24	17
100	22 寄附金	1 寄附金	2 こども 育成 寄附金	12,163	9,890	2,273
104	23 繰入金 839,801	5 こども未来 基金繰入金	1 こども未来 基金繰入金	713,389	666,835	46,554

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説	明 ※()は、前年度予算額
% 1.6	1 こども育成支援費負担金 2 母子保健費負担金	千円 16,868,490 (16,599,046) 32,023 (32,933)
31.2	1 こども育成支援費補助金 2 母子保健費補助金	909,834 (778,878) 181,066 (52,324)
15.6	1 土地貸付収入	
149.0	1 こども未来基金利子収入 2 中央児童会館基金利子収入	11,148 (4,475) 4 (4)
-	▲ 土地建物売払収入	
70.8	1 物品売払収入	
23.0	1 こども育成費寄附金	
7.0	1 こども未来基金受入金	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
104		6 母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業 特別会計 繰入金	1 母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業 特別会計 繰入金	千円 126,412	千円 100,384	千円 26,028
109	25 諸 収 入	2 納 付 金	1 納 付 金	68,391	59,356	9,035
110	2,142,085	3 保険料収入	1 保険料収入	107,537	92,674	14,863
113		8 弁 償 金	1 弁 償 金	240	-	240
114		9 福 祉 費 入 収	1 こ ど も 育成費収入	1,936,101	1,882,798	53,303
120		13 雑 入	13 そ の 他 の 雑 入	29,816	32,559	△ 2,743
121	26 市 債	1 市 債	2 こ ど も 成 債	882,000	174,000	708,000
歳 入 合 計				82,455,614	79,387,407	3,068,207

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説	明 ※()は、前年度予算額
% 25.9	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計受入金	千円
15.2	1 健康保険料	
16.0	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	3,488 (2,981) 104,049 (89,693)
-	1 弁償金	
2.8	1 障がい児給付費等収入 2 児童措置費収入	686,083 (686,083) 1,250,018 (1,196,715)
△ 8.4	1 その他の雑入	
406.9	1 社会教育施設整備債 2 児童福祉施設整備債	31,000 (-) 851,000 (174,000)
3.9		

イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
216 ～ 219	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	1 こども育成 総 務 費	千円 4,448,910	千円 3,986,597	千円 462,313

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明 ※()は、前年度予算額
%	千円
11.6	1 一般職職員給与費等 一般職職員 542人(うち会計年度任用職員・30人) 4,046,188 (3,888,135) 関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成総務費補助金 (25) 諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 8,898 20,811 8,086 503 12,222

2 こども・子育て審議会経費

3,488 (3,016)

3 家庭相談員経費

1,037 (1,037)

関連歳入

(19) 国庫支出金

こども育成総務費補助金

380

4 国際交流費

55,000 (55,000)

(アジア太平洋こども会議補助金)

5 その他の経費

343,197 (39,409)

(市民や企業と共働した子育て支援、こども未来基金積立金、ミニふくおか、子どもの食と居場所づくり支援事業、貧困の状況にある子どもを支えるネットワーク構築、子ども習い事応援事業 等)

関連歳入

(19) 国庫支出金

こども育成総務費補助金

(22) 寄附金

こども育成費寄附金

2,244

11,120

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
218 ~ 221			2 こども育成 支 援 費	千円 114,276,686	千円 111,191,992	千円 3,084,694

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額	
%		千円	
2. 8	1 一般職職員給与費等 一般職職員・492人(うち会計年度任用職員・492人)	1,056,086	(1,024,685)
	関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成支援費補助金 (20) 県支出金 こども育成支援費補助金 (25) 諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 児童措置費収入	62,752 7,340 638,499 33,576 1,662 51,128 552,133	
	2 教育・保育経費	62,186,884	(61,184,455)
	ア 施設運営費等 (教育・保育給付費、延長保育事業、一時預かり事業)	50,271,930	(48,444,334)
	イ 公立保育所事業費等	230,979	(224,184)
	ウ 私立保育所運営費助成 (私立保育所助成、保育協会助成、特別支援保育事業 等)	2,816,157	(2,425,742)
	エ 維持補修等 (公立保育所整備、公立保育所維持補修)	99,806	(73,675)
	オ 整備費助成等 (保育所等整備費助成 等)	1,190,619	(1,865,876)
	カ 子育て支援施設等利用給付費	5,458,752	(6,283,509)
	キ 私立幼稚園助成費 (私立幼稚園運営費助成、私立幼稚園研修等助成、 一時預かり事業(幼稚園型)、幼稚園2歳児受け入れ促進事業)	948,256	(897,721)
	ク その他の経費 (実費徴収に係る補足給付事業、感染症対策等代替保育サポート事業、 保育士就労継続支援事業、保育士の人材確保事業、 保育士家賃助成事業補助金、保育士奨学金返済支援事業補助金、 保育所等におけるICT化推進等事業、企業主導型保育促進事業、 子育て支援コンシェルジュ、認可外保育施設児童支援事業、 新規参入施設等巡回支援事業、感染症予防対策支援事業 等)	1,170,385	(969,414)
	関連歳入 (17) 分担金及び負担金 こども育成支援費負担金 日本スポーツ振興センター保護者負担金 (18) 使用料及び手数料 小呂保育所使用料 (19) 国庫支出金 こども育成支援費負担金 こども育成支援費補助金 こども育成施設整備費補助金	4,523,419 4,523,212 207 1 27,703,432 25,226,975 625,067 840,201	

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(Δ) (A) - (B) (C)
221 ～ 223				千円	千円	千円

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額	
%		千円	
	保育士等処遇改善臨時特例交付金	807,552	
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	203,637	
	(20) 県支出金	11,287,598	
	こども育成支援費負担金	10,659,753	
	こども育成支援費補助金	627,845	
	(21) 財産収入	80,440	
	土地貸付収入	80,399	
	物品売払収入	41	
	(23) 繰入金	681,337	
	こども未来基金受入金		
	(25) 諸収入	488,385	
	児童措置費収入	488,015	
	その他の雑入	370	
	(26) 市債	49,000	
	児童福祉施設整備債		
	3 児童養護施設等	3,350,214	(3,227,872)
	ア 児童養護施設等措置費	2,875,756	(2,763,999)
	(児童養護施設等、助産施設、産前・産後母子支援事業 子ども家庭支援センター、児童心理治療施設運営費)		
	イ 母子生活支援施設運営費	309,733	(316,320)
	ウ その他の負担金補助及び交付金	20,151	(20,132)
	(民間社会福祉施設運営費補助金 等)		
	エ その他の経費	144,574	(127,421)
	(子どもショートステイ事業、乳児院等ユニット化整備事業 等)		
	関連歳入		
	(17) 分担金及び負担金	13,397	
	こども育成支援費負担金		
	(19) 国庫支出金	1,563,887	
	こども育成支援費負担金	1,420,644	
	こども育成支援費補助金	143,243	
	(20) 県支出金	13,429	
	こども育成支援費補助金		
	(21) 財産収入	853	
	土地貸付収入	753	
	こども未来基金利子収入	100	
	(22) 寄附金	1,043	
	こども育成費寄附金		
	(23) 繰入金	7,210	
	こども未来基金受入金		
	(25) 諸収入	209,870	
	児童措置費収入		

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(Δ) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
222 ～ 225						

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明 ※()は、前年度予算額
% 千円	4 障がい児支援 12,451,972 (10,318,949) ア 在宅障がい児対策費 485,068 (360,040) (障がい児福祉手当、重症心身障がい児通所支援、障がい児地域交流支援事業、特別支援学校放課後等支援事業、発達障がい者支援センター運営、医療的ケア児支援事業、子どもの発達支援体制のあり方検討経費、福祉避難所の運営体制強化事業 等) イ 施設福祉対策費 11,966,904 (9,958,909) (障がい児施設給付費等、民間社会福祉施設運営費補助金、心身障がい福祉センター運営費、あゆみ学園運営費、南部療育環境整備事業、めばえ学園運営費、西部療育センター運営費、東部療育センター運営費 等) 関連歳入 (17) 分担金及び負担金 16,814 こども育成支援費負担金 (18) 使用料及び手数料 133,145 心身障がい福祉センター使用料 47,036 肢体不自由児通園施設使用料 9,127 療育センター使用料 75,354 こども育成施設使用料 184 こども育成証明等手数料 1,444 (19) 国庫支出金 5,343,683 こども育成支援費負担金 5,186,652 こども育成支援費補助金 156,274 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 757 (20) 県支出金 2,516,832 こども育成支援費負担金 2,449,563 こども育成支援費補助金 67,269 (21) 財産収入 2,409 土地貸付収入 1,859 こども未来基金利子収入 550 (25) 諸収入 690,997 障がい児給付費等収入 686,083 その他の雑入 4,914 (26) 市債 143,000 児童福祉施設整備債 5 ひとり親福祉費 343,243 (226,330) ア ひとり親家庭支援センター運営経費 84,938 (64,303) イ ひとり親家庭自立支援事業 250,585 (154,307) (ひとり親家庭自立支援給付金事業、ひとり親養育費確保支援事業、ひとり親家庭向け情報ナビ事業 等) ウ DV相談・支援推進 7,720 (7,720) 関連歳入 (19) 国庫支出金 205,957 こども育成支援費補助金

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(Δ) (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
224 ～ 227						

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明 ※()は、前年度予算額
%	千円 6 児童手当等 32,016,123 (32,744,845) ア 児童手当 25,006,254 (25,460,712) イ 児童扶養手当 7,006,923 (7,281,257) ウ 災害遺児手当 2,946 (2,876) 関連歳入 (19) 国庫支出金 19,775,057 こども育成支援費負担金 19,749,589 こども育成支援費補助金 9,681 こども育成費委託金 15,787 (20) 県支出金 3,759,174 こども育成支援費負担金 (25) 諸収入 13,975 その他の雑入 7 非行防止・健全育成費 34,372 (32,939) (成人の日記念事業、非行防止・健全育成事業、 青少年団体育成支援、区青少年育成推進事業 等) 8 地域育成活動促進費 280,946 (337,664) (地域子ども育成事業、子どもプラザ事業、地域子育て交流支援事業、 ファミリー・サポート・センター事業、区子育て支援推進事業、 「赤ちゃんの駅」事業 等) 関連歳入 (19) 国庫支出金 40,550 こども育成支援費補助金 (20) 県支出金 39,389 こども育成支援費補助金 (21) 財産収入 8,080 こども未来基金利子収入 (26) 市債 20,000 児童福祉施設整備債 9 施設経費 1,929,454 (1,637,601) (青少年施設(背振・海中)、中央児童会館、科学館 等) 関連歳入 (18) 使用料及び手数料 839 こども育成施設使用料 (21) 財産収入 100,172 土地貸付収入 100,168 中央児童会館基金利子収入 4 (25) 諸収入 300 その他の雑入 (26) 市債 31,000 社会教育施設整備債

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明 ※()は、前年度予算額
%	10 その他の事業 (子ども情報提供、第3子優遇事業(第3子手当等)、 児童虐待防止医療ネットワーク事業、虐待防止等強化事業、 子ども虐待防止活動推進委員会、支援対象児童等見守り強化事業、 病児・病後児デイケア事業、若者の相談支援体制強化、 子ども・若者活躍の場プロジェクト、若者のふらっとホームサポート事業、 ヤングケアラー相談支援事業、子ども権利サポート推進事業 等) 関連歳入 (19) 国庫支出金 こども育成支援費補助金 (20) 県支出金 こども育成支援費補助金 (21) 財産収入 こども未来基金利子収入 (25) 諸収入 その他の雑入 204,302 154,562 1,240 770 千円

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
228 ～ 231			3 こ ども 総合相談 センター費	千円 1,499,307	千円 611,354	千円 887,953

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明 ※()は、前年度予算額
% 145.2	千円 1 一般職職員給与費等 一般職職員・92人(うち会計年度任用職員・92人) 関連歳入 (19) 国庫支出金 こども総合相談センター費負担金 こども総合相談センター費補助金 (25) 諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 27,803 5,692 22,111 45,546 17,709 873 26,964 2 総合相談経費 1,086,346 (355,509) ア 総合相談経費 1,000,501 (273,450) (要保護児童等支援、思春期ひきこもり等相談事業、思春期相談、児童虐待防止のための相談支援の充実 等) イ 虐待防止推進経費 85,845 (81,255) (児童虐待防止事業、里親制度推進事業、措置児童の家庭移行支援事業子育て見守り訪問員派遣事業、里親養育包括支援(フォスタリング)事業社会的養護自立支援事業 等) ▲ 特別相談経費 (アと統合) - (804) 関連歳入 (18) 使用料及び手数料 こども育成施設使用料 (19) 国庫支出金 こども総合相談センター費負担金 こども総合相談センター費補助金 (25) 諸収入 弁償金 その他の雑入 (26) 市債 児童福祉施設整備債 43 114,662 21,586 93,076 9,727 240 9,487 639,000 3 一時保護所経費 15,535 (14,621) 関連歳入 (19) 国庫支出金 こども総合相談センター費負担金 こども総合相談センター費補助金 24,922 21,827 3,095

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
230 ~ 233			4 母子保健費	千円 3,319,377	千円 2,835,623	千円 483,754
232 ~ 233			5 母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業費	23,417	21,679	1,738
歳 出 合 計				123,567,697	118,647,245	4,920,452

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明 ※()は、前年度予算額
% 17.1	千円 1 一般職職員給与費等 一般職職員・59人(うち会計年度任用職員・59人) 200,182 (197,058) 関連歳入 (19) 国庫支出金 母子保健費補助金 (20) 県支出金 母子保健費補助金 (25) 諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 43,473 19,007 23,205 9,020 450 13,735 2 母子保健費 3,119,195 (2,638,565) ア 先天性代謝異常等検査事業費 44,401 (37,553) イ 健康診査事業費 (妊婦健診、乳幼児健診、産婦健康診査) 1,955,515 (1,740,443) ウ 医療給付等事業費 150,293 (150,758) エ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 415,143 (426,086) オ 母子保健事業費 553,843 (283,725) (新生児聴覚検査事業、一般母子相談、母子保健訪問指導、母子巡回健康相談、 母親の心の健康支援事業、子育て世代包括支援センター、産後サポート事業 プレコンセプションケア推進事業、一般不妊治療費助成事業、 不妊専門相談センター、不育症検査費・治療費助成事業、 乳幼児健診情報のデジタル化 等) 関連歳入 (19) 国庫支出金 母子保健費負担金 母子保健費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (20) 県支出金 母子保健費負担金 母子保健費補助金 (21) 財産収入 こども未来基金利子収入 (23) 繰入金 こども未来基金受入金 584,120 268,901 177,029 138,190 194,082 32,023 162,059 1,178 24,842
8.0	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計への繰出金 関連歳入 (23) 繰入金 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計受入金 126,412
4.1	

ウ. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計（歳入）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
59 ～ 61	1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金 元 利 収 入	千円 421,217	千円 418,145	千円 3,072
	2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,417	21,679	1,738
	3 繰 越 金	1 繰 越 金	1 繰 越 金	844,379	791,912	52,467
	4 諸 収 入	1 納 付 金	1 納 付 金	604	601	3
		2 保険料収入	1 保険料収入	949	938	11
		3 雑 入	1 雑 入	2	1	1
	歳 入 合 計			1,290,568	1,233,276	57,292

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額	
%		千円	
0.7	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 1. 母子福祉資金貸付金元利収入 2. 父子福祉資金貸付金元利収入 3. 寡婦福祉資金貸付金元利収入	421,217 409,051 2,163 10,003	(418,145) (405,997) (1,660) (10,488)
8.0	1 一般会計繰入金		
6.6	1 前年度繰越金		
0.5	1 健康保険料		
1.2	1 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入	30 919	(29) (909)
100.0	1 違約金及び延納利息 2 その他の雑入	1 1	(1) (-)
4.6			

エ. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計（歳出）

予算案 説明書 (その2) の掲載 ページ	款	項	目	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)
62 ～ 65	1 事業費	1 事業費	1 一般管理費	千円 25,043	千円 23,267	千円 1,776
			2 貸付金	892,027	913,413	△ 21,386
			計	917,070	936,680	△ 19,610
	2 公債費	1 公債費	1 元金	247,086	196,212	50,874
	3 諸支出金	1 繰出金	1 一般会計 繰出金	126,412	100,384	26,028
	歳 出 合 計			1,290,568	1,233,276	57,292

対前年度 伸 率 (C) / (B)	説 明	※()は、前年度予算額	
%		千円	
	1 一般職職員給与費等 一般職職員・4人 (うち会計年度任用職員・4人)	13,501	(13,105)
7.6	関連歳入 (4) 諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 その他の雑入		1,554 604 30 919 1
	2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に要する事務経費	11,542	(10,162)
	関連歳入 (4) 諸収入 違約金及び延納利息		1
△ 2.3	修学資金、就学支度資金、生活資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付		
△ 2.1			
25.9	長期債元金償還金		
25.9	一般会計繰出金		
4.6			

【参考】令和４年度　こども未来局所管　負担金・補助及び交付金予算額

☆＝４年度新規

▲＝終了事業

(単位：千円)

区分	名 称	交 付 先	令和４年度 予 算 額	令和３年度 予 算 額	対 前 年 度 比 較	備 考
補 関 係 （ 助 育 関 連 含 む ） 金	福岡市保育協会補助金	(一社)福岡市保育協会	1,576,561	1,521,223	55,338	
	産休等代替職員費補助金(保育所)	民間社会福祉法人等	9,216	9,229	△ 13	
	一時保育事業補助金	民間社会福祉法人等	3,427	7,398	△ 3,971	
	延長保育事業補助金	民間社会福祉法人等	303,547	300,545	3,002	
	特別支援保育事業補助金	民間社会福祉法人等	874,116	565,701	308,415	
	保育所等整備費補助金	民間社会福祉法人等	1,153,918	1,831,428	△ 677,510	
	保育所等におけるICT化推進等事業補助金	民間社会福祉法人等	54,750	65,475	△ 10,725	
	新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業補助金	民間社会福祉法人等	246,887	-	246,887	
	新型コロナウイルス感染症対策(福岡ファミリー・サポート・センター事業)補助金	ファミリー・サポート・センター事業を利用した保護者	155	-	155	
	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金(保育所)	福岡市社会福祉協議会	182	413	△ 231	
	一時預かり事業補助金	一時預かり事業実施事業者	65,746	64,107	1,639	
	産休明けサポート事業助成金	ベビーシッター派遣業者	710	502	208	
	感染症対策等代替保育サポート事業	定期的に保育施設等を利用する児童の保護者	3,443	5,049	△ 1,606	
	待機児童支援事業補助金	認可保育所に入所出来ず認可外保育施設を利用する一定所得以下の待機児童の保護者	3,303	6,034	△ 2,731	
	認可外保育施設児童支援事業補助金	認可外保育施設	22,795	19,453	3,342	
	保育士の人材確保事業補助金	福岡市社会福祉協議会	4,783	5,780	△ 997	
	保育士家賃助成事業補助金	私立保育所等	298,800	272,520	26,280	
	保育士奨学金返済支援事業補助金	私立保育所等	153,600	137,940	15,660	
	保育体制強化事業補助金	民間社会福祉法人等	329,640	304,500	25,140	
	☆保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	民間社会福祉法人等	802,056	-	802,056	
	病児・病後児デイケア事業普及定着促進費補助金	小児科等病児・病後児デイケア事業実施事業者	4,600	4,600	-	
小 計			5,912,235	5,121,897	790,338	

▲=終了事業

区分		名 称	交 付 先	令和4年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	対前年度較 比	備 考
補助金	幼稚園関係	私立幼稚園運営費補助金	(一社) 福岡市私立幼稚園連盟	746,947	753,139	△ 6,192	
		幼稚園教諭等確保事業補助金	(一社) 福岡市私立幼稚園連盟	54,687	47,320	7,367	
		私立幼稚園連盟研修費補助金	(一社)福岡市私立幼稚園連盟	34,092	31,592	2,500	
		幼稚園型一時預かり事業補助金	各私立幼稚園設置者	40,378	15,672	24,706	
		幼稚園2歳児受入れ促進事業補助金	各私立幼稚園設置者	72,152	49,998	22,154	
		幼稚園等看護師派遣事業補助金	訪問看護ステーション	4,500	4,500	-	
	小 計			952,756	902,221	50,535	
	資格取得	保育士資格等取得支援事業補助金	私立保育所等	6,456	6,621	△ 165	
		高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	福岡市社会福祉協議会	35,425	3,160	32,265	
		小 計			41,881	9,781	32,100
助成金	社会的養育関係	児童養護施設等文化体育交流事業補助金	福岡市乳児院児童養護施設協議会	300	300	-	
		里親推進事業補助金	福岡市里親会	150	150	-	
		産休等代替職員費補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	564	545	19	
		民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	12,663	12,663	-	
		児童自立援助ホーム事業費補助金	自立援助ホーム事業者	6,474	6,474	-	
		児童養護施設等整備事業費補助金	民間社会福祉法人	64,891	97,163	△ 32,272	
		緊急一時保護事業補助金	民間支援団体等	1,000	1,000	-	
		児童虐待防止医療ネットワーク事業補助金	民間医療法人	4,818	4,818	-	
小 計			90,860	123,113	△ 32,253		
金	障がい児関係	障がい児地域交流支援事業補助金	地域団体	1,000	1,000	-	
		療育キャンプ事業補助金	福岡県重症心身障害児(者)を守る会外1団体	1,612	1,612	-	
		産休等代替職員費補助金(障がい児施設)	民間社会福祉法人	279	270	9	
		民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児施設)	民間社会福祉法人	26,205	25,726	479	
		障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業分)	民間社会福祉法人等	2,270	2,270	-	
		独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金(障がい児施設)	福岡市社会福祉協議会	3	65	△ 62	
小 計			31,369	30,943	426		

☆＝4年度新規

▲＝終了事業

(単位：千円)

区分	名 称		交 付 先	令和4年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	対 前 年 度 比 較	備 考
補助金	地域・青少年関係	子どもの夢応援事業補助金	子ども会育成会等の各種育成団体	2,160	2,160	-	
		中学校区非行防止対策事業補助金	各中学校区青少年育成連絡協議会	4,950	4,950	-	
		子ども会事業補助金	福岡市子ども会育成連合会	3,400	3,900	△ 500	
		若者のふらっとホームサポート事業補助金	NPO法人等	1,000	1,000	-	
		▲ボーイスカウト大会補助金	福岡市ボーイスカウト振興会	-	130	△ 130	事業終了
	小 計			11,510	12,140	△ 630	
	国際	アジア太平洋こども会議・イン福岡補助金	NPOアジア太平洋こども会議・イン福岡	55,000	55,000	-	
		小 計			55,000	55,000	-
	貧困	子どもの食と居場所づくり支援事業補助金	NPO法人等	6,120	5,377	743	
		小 計			6,120	5,377	743
	その他	ひとり親養育費確保支援事業補助金	養育費に関する取り決めや保証契約を締結したひとり親	3,800	1,820	1,980	
		健康診査等支援事業補助金	離島に居住し妊娠の届け出を行った者	209	209	-	
		小 計			4,009	2,029	1,980
補 助 金 合 計				7,105,740	6,262,501	843,239	
負担金	ミニふくおか実行委員会負担金		ミニふくおか実行委員会	19,800	19,800	-	
	福岡市保育連盟負担金		福岡市保育連盟	411	405	6	
	▲ひとり親家庭実態調査負担金		福岡県	-	4,114	△ 4,114	事業終了
	成人の日記念行事負担金		福岡市成人の日記念行事実行委員会	16,995	16,010	985	
	こども育成事業負担金 地域と青少年のつどい		地域団体	3,661	3,551	110	
負 担 金 合 計				40,867	43,880	△ 3,013	

※諸会議費負担金、共益費負担金、施設管理費負担金を除く。

2. 条例案

議案第 54 号

福岡市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

社会生活を営む上で困難な状況にある若者への支援を行う機関等が機動的に連携できる体制を構築するため、子ども・若者支援地域協議会を再編することに伴い、子ども・子育て審議会の所掌事務等について所要の改正を行う必要があるによる。

2 改正内容

子ども・若者支援地域協議会の再編に伴い、設置機関及び所掌事務における子ども・若者支援地域協議会に係る規定の削除を行うもの。

3 施行期日

令和4年4月1日

福岡市子ども・子育て審議会条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
(設置) 第1条 (略) 2 審議会は、次に掲げる機関として置く。 (1)・(2) (略) <u>(3) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> (所掌事務) 第2条 審議会は、次に掲げる事務を行う。 (1)～(3) (略)	(設置) 第1条 (略) 2 審議会は、次に掲げる機関として置く。 (1)・(2) (略) (削除) <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> (所掌事務) 第2条 審議会は、次に掲げる事務を行う。 (1)～(3) (略)

現行	改正後
<u>(4) 子ども・若者育成支援推進法第20条第1項に規定する情報の交換及び協議を行うこと。</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) 第3条～第11条 (略) 以下略	(削除) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 第3条～第11条 (略) 以下略

議案第55号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の長の資格要件を改める等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 乳児院等の長の資格要件の変更関係

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長の資格要件のうち、「児童福祉事業」「児童福祉に関する事務」又は「社会福祉事業」に従事していた期間を勘案するものについて、「相談援助業務」に従事していた期間に改めるもの

(2) 民法改正関係

成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴う改正

(3) その他規定の整備

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(2 改正内容 (3) については公布日)

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
目次 (略) 第 1 条～第10条 (略)	目次 (略) 第 1 条～第10条 (略)
(虐待等の禁止) 第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童（法第31条第 1 項から第 3 項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。_____以下同じ。）に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童（法第31条第 1 項から第 3 項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。 <u>次条を除き、</u> 以下同じ。）に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

現行	改正後
(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童等</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 第13条～第28条 （略） (乳児院の長の資格等) 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u> _____に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 第13条～第28条 （略） (乳児院の長の資格等) 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同

現行	改正後
____（国，都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。第37条第1項第4号ア，第57条第1項第4号ア，第91条第1項第4号ア及び第99条第1項第4号アにおいて同じ。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては，<u>社会福祉事業</u>に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 第30条～第36条 （略） （母子生活支援施設の長の資格等） 第37条 母子生活支援施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を<u>修得</u>させるための研修を受けた者であつて，人格が高潔で識見が高く，母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて，次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する	<u>じ。)</u>（国，都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>____を含む。第37条第1項第4号ア，第57条第1項第4号ア，第91条第1項第4号ア及び第99条第1項第4号アにおいて同じ。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては，<u>相談援助業務</u>に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 第30条～第36条 （略） （母子生活支援施設の長の資格等） 第37条 母子生活支援施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を<u>習得</u>させるための研修を受けた者であつて，人格が高潔で識見が高く，母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて，次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する

現行	改正後
者にあつては、<u>児童福祉事業</u>に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 第38条～第56条 （略） （児童養護施設の長の資格等） 第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務し	者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 第38条～第56条 （略） （児童養護施設の長の資格等） 第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務し

現行	改正後
た期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 第58条～第90条 （略） （児童心理治療施設の長の資格等） 第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 第92条～第98条 （略）	た期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 第58条～第90条 （略） （児童心理治療施設の長の資格等） 第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 第92条～第98条 （略）

現行	改正後
(児童自立支援施設の長の資格等) 第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働省組織規則</u>（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する<u>児童自立支援専門員養成所</u>（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に5年以上（<u>養成所</u>が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（<u>養成所</u>が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に	(児童自立支援施設の長の資格等) 第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>人材育成センター</u>（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する<u>人材育成センター</u>をいう。以下同じ。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に5年以上（<u>人材育成センター</u>が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（<u>人材育成センター</u>が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に

現行	改正後
従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 以下略	従事した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 （略） 以下略

3. 一般議案

議案第 76 号

建物の譲渡について

1 無償譲渡理由

本件は、社会福祉法人が運営する母子生活支援施設について、当該法人による建替えにより機能の充実を図るため、その建物を無償で譲渡する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 譲渡する財産の内容

名称 母子生活支援施設百道寮（東棟）
所在地 福岡市早良区百道三丁目 18 番 8 号
建物構造 鉄筋コンクリート造 4 階建
延 面 積 873.63 m²

(2) 譲渡する相手方

名称 社会福祉法人 福岡県母子福祉協会
所在地 福岡市早良区小田部六丁目 12 番 4 号
代表者名 理事長 松田 潤嗣

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4. 組織編成案

【職員の増減】

____ 変更等

令和3年度（4月1日現在）	令和4年度編成案（4月1日現在）
(単位：人)	(単位：人)
こども未来局 395	こども未来局 403
└ 理事 1	└ 理事 1
└ こども部 49	└ こども部 54
└ 総務企画課 8	└ 総務企画課 8
└ こども健全育成課 9	└ こども健全育成課 12
└ こども家庭課 16	└ こども家庭課 16
└ こども発達支援課 15	└ こども見守り支援課 新設 4
	└ こども発達支援課 13
└ 子育て支援部 242	└ 子育て支援部 239
└ 事業企画課 11	└ 事業企画課 11
└ 運営支援課 15	└ 運営支援課 15
└ 指導監査課 215	└ 指導監査課 212
└ 課長※保育指導等 (1)	└ 課長※保育指導等 (1)
└ こども総合相談センター(所長は理事が兼務) 102	└ こども総合相談センター(所長は理事が兼務) 108
└ 副所長 1	└ 副所長 1
└ 調整課 6	└ こども相談企画課 名称変更 10
(副所長事務取扱)	(副所長事務取扱)
└ こども支援第1課 45	└ こども支援第1課 46
└ こども支援第2課 39	└ こども支援第2課 40
└ こども緊急支援課 10	└ こども緊急支援課 10
└ 課長※連携支援 1	└ 課長※連携支援 1
└ 教育相談課(教育委員会)	└ 教育相談課(教育委員会)